

とくのしま  
徳之島地区活性化計画(変更)

鹿児島県徳之島町

(平成20年2月)  
平成22年11月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	徳之島地区活性化計画
都道府県名	鹿児島県
市町村名	徳之島町
地区名	徳之島地区(徳之島町全域)
計画期間	H20~H24

**目 標 :**  
 平成19年度徳之島町ヘルシーブランド事業計画を立ち上げ、町内農林漁業者、販売者、加工業者等及び各種団体・行政関係者でヘルシーブランド事業推進協議会設立(別紙資料)平成19年11月に鹿児島大学とのヘルシーブランド事業計画の実施に関する協定書を調印。産、官、学一体となって徳之島の温暖な土地で生産される農産物、薬草、海産物等に栽培基準とヘルシーブランド品の規格を定め、それを加工して付加価値を高めて徳之島ブランド品として販売いたします。徳之島の農産物等は主に青果として出荷していますが、本事業を実施することにより5年間で5%の販売額増加を旨とす。また、この事業により農業就業者(1,993人)の維持による定住化促進を図り本町の活性化を旨とす。

**目標設定の考え方**

**地区の概要:**  
 事業実施地区は徳之島地区となっています。本事業実施するにあたり徳之島町全域を実施地区にするのが適当と思いますので、徳之島町の概要を述べます。本町は鹿児島本土より468Km、奄美群島のほぼ中央部に位置する徳之島の東側を占め面積は104.87Km<sup>2</sup>です。亜熱帯海洋性気候で四季を通じて温暖多雨な土地柄で農産物の生産量は年々増加しています。世帯数5,372戸、人口12,671人です。基幹作物はさとうきびです。主要作物はばれいしょ、石川さといも等の野菜、たんかん等の果樹、ソリダゴ等の花卉を栽培、最近は生姜栽培も産地づくりを旨としています。また畜産も伸びています。自生の薬草も多く、魚介類も豊富にあります。  
 また、徳之島は長寿の島であり、闘牛大会もさかんに開催され観光資源も豊富であります。

**現状と課題**  
 本町の農業は基幹作物のさとうきび及びばれいしょ等の野菜、果樹、花卉、畜産と複合経営を行っています。さとうきびにつきましては品目別経営安定対策という新制度に移行しまして交付金の支給対象要件を満たさない小規模農家救済策が必要であり、ばれいしょ、たんかんにつきましては鹿児島ブランド産地の指定を受けることが肝要であります。在来の柑橘類も加工品開発が行われています。子牛の生産も飼料が高騰の傾向であるので高品質の子牛を生産して価格の安定向上を図らなければならない。  
 このようなことに鑑み、ヘルシーブランド事業を実施して農産物、薬草、海産物等を加工品に研究開発して徳之島ブランドとして付加価値をつけて販売する必要があります。

**今後の展開方向等**  
 平成20年度に農産物、薬草、海産物等に栽培基準とヘルシーブランド品の規格を定め、徳之島ブランド品の確立を図るため、鹿児島大学と連携(5年間)して農産物等の加工品研究開発をするとともに、物産展へ出品による徳之島ブランド品の販売促進を図る。  
 直売施設として、空店舗を借上げ改修をする。今後この整備した施設を活用し、ヘルシーブランド品の販売による地産池消を図る。老朽化した既存の農産物加工センターの備品等の設備を整備して利用促進を図り、加工品生産の向上を旨とす。さらに、22年度は新農産物加工センターを建設します。両加工センターを耐用年数まで有効活用して多くの農産物の加工品研究開発及び販売促進を行うことにより徳之島ブランド品確立を図ることとする。なお、計画最終年度のは、徳之島ブランド品の確立及びこれまでの事業実績を検証していきます。

- 【記入要領】**
- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
  - ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
  - ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
  - ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
徳之島町	徳之島	地域資源活用総合交流促進施設(農林水産物直売食材提供供給施設)	徳之島町	有	ハ	
徳之島町	徳之島	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	徳之島町	有	イ	
徳之島町	徳之島	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	徳之島町	有	イ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
徳之島町	徳之島	農山魚村活性化施設整備附帯事業	徳之島町	有	

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
徳之島町	徳之島	ヘルシーブランド事業推進協議会助成事業	徳之島町	

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

#### 【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となつて、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域

徳之島地区(鹿児島県徳之島町)	区域面積	104.87Km <sup>2</sup>
<b>区域設定の考え方</b>		
①法第3条第1号関係： 当該地域の総面積約10,487haのうち農林漁業地面積は8,041ha（農地2,330ha,山林5,711ha）で76%を占め、農家人口率は31.1%、農業就業者率は5.0%であり、就業別人口でも約37.2%(就業者総数5,422人のうち農林業1,994人、漁業26人)農林漁業従事者である。		
②法第3条第2号関係： 当該区域は人口の減少(H17:12,892人→H19:12,679人)が著しく、あわせて高齢化による後継者不足、地域としての活力低下等、深刻状況となっています。このような中、本活動化計画に基づき、地域の農業振興を図り、定住を促進することは、地域の活性化に必要不可欠である。		
③法第3条第3号関係： 活性化計画の区域は、徳之島町全域としているが、当該区域に市街地が形成されている地域はない。		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設		
					氏名	住所		氏名	住所			市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

#### 【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃借借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

活性化計画の目標の達成状況の評価等につきましては事業実施年度末におきまして目標販売額は農林水産業市町村別データにより、農業就業者人口は農業委員会8.1調査により把握することとし、ヘルシーブランド事業推進協議会、事業実施主体の徳之島町及び連携している鹿児島大学との産、官、学一体となった検証を行います。目標として事業実施年度末において現農業就業者人口1,993人を維持していきます。

農産物販売目標	平成20年度	1,906,000,000円	
農産物販売目標	平成21年度	1,912,000,000円	
農産物販売目標	平成22年度	(1,916,000,000円)	
		1,995,000,000円	
農産物販売目標	平成23年度	(2,015,000,000円)	
		2,091,000,000円	
農産物販売目標	平成24年度	(2,226,000,000円)	(合計9,975,000,000円)
		2,161,600,000円	合計10,065,600,000円

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
  - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
  - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
  - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。